

福岡県公報

平成29年12月26日
第3954号

目次

告示 (第764号 - 第767号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 4
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 7
- 意見募集の結果の公示 (総務事務厚生課) 9
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税務課) 10
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 10
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (生活衛生課) 11

公安委員会

- 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部総務課) 11
- 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する告示 (警察本部総務課) 13

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部総務課) 15
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 15
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 16
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 16

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (県民情報広報課) 17
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 17
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 17
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 18
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 18
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 19
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 19
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 19
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 20
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 20
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 22
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 22
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 23
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 23
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 23
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 24

告示

福岡県告示第764号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市二丈吉井	檜崎 重一	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	小型船びき網漁業
糸島市二丈吉井	火山 友喜	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	小型船びき網漁業

福岡県告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年9月4日福岡県告示第733号大川都市計画下水道事業大川市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
大川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑後中央広域都市計下水道事業大川市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成11年10月4日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年9月4日福岡県告示第733号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第766号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	162	直方市殿町5番31号 直方警察署内 直方地区交通安全協会 会長 飯野良治	直方市殿町5番31号 直方警察署内	平成29年 5月17日
旧		直方市殿町5番31号 直方警察署内 直方地区交通安全協会 会長 工藤英昭		

福岡県告示第767号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字萩ノ尾ヨリ瀧迄524の29の2、524の33
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年12月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
- ・久留米スポーツセンター総合体育館（仮称） 一般備品その9（需107）
 - ・久留米スポーツセンター総合体育館（仮称） 一般備品その10（備50）
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
 - キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
 - ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - コ 営業概要表（様式第5号）
 - サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
 - ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年1月18日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

久留米スポーツセンター総合体育館（仮称） 一般備品その9（需107）

- (2) 調達物品及び数量
消火器・消火器ボックス3種類（床置型）一式
- (3) 履行期限
平成30年3月30日（金曜日）
- (4) 履行場所
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）（福岡県久留米市東櫛原173）
- (5) 最初の契約に係る入札の公告日
平成29年11月17日

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年2月8日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA・A・B

05	07	防災機器	AA・A・B
13	03	ビル清掃管理	AA・A・B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務部総務事務厚生課調達班に平成29年1月23日（火曜日）午前11時00分までに提出して承認を受けた者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成29年12月26日（火曜日）から平成30年1月23日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限

持参する場合は平成30年2月8日（木曜日）午後4時00分

郵送する場合は平成30年2月7日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成30年2月9日（金曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と

するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Kurume Sports Center General Gymnasium General Equipment Part 9
- (2) Delivery period : By March 30, 2018
- (3) Delivery place :Kurume Sports Center general gymnasium, 173
Higashikebara-machi, Kurume-shi, Fukuoka prefecture 830-0003, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 PM on February 8, 2018
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General
Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称） 一般備品その10（備50）
- (2) 調達物品及び数量

久留米スポーツセンター総合体育館（仮称） カーテン・ブラインド等 一式

- (3) 履行期限
平成30年3月30日（金曜日）
- (4) 履行場所
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）（福岡県久留米市東櫛原173）
- (5) 最初の契約に係る入札の公告日
平成29年11月17日

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年2月8日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
02	03	室内装飾	AA・A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務部総務事務厚生課調達達班に平成30年1月23日（火曜日）午前11時00分までに提出して承認を受けた者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
F A X 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成29年12月26日（火曜日）から平成30年1月23日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
持参する場合は平成30年2月8日（木曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成30年2月7日（水曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成30年2月9日（金曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Kurume Sports Center General Gymnasium General Equipment Part 10
- (2) Delivery period : By March 30, 2018
- (3) Delivery place :Kurume Sports Center general gymnasium, 173 Higashikebaramachi, Kurume-shi, Fukuoka prefecture 830-0003, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 PM on February 8, 2018
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、平成29年8月25日から平成29年9月24日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成29年11月28日に公布しました。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

総務部総務事務厚生課調達班

電話：092-643-3092

メールアドレス：shomu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則（平成29年福岡県規則第57号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例（平成29年福岡県条例第38号）の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年12月26日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
飯塚市大字長尾、阿恵、平塚の各一部 （上穂波東地区）	平成29年12月12日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
中伊田土地改良区	区画整理事業 （中伊田地区）	平成29年12月14日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画緑地の変更（久留米市決定）（平成29年12月7日久留米市告示第689号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町長者原西一丁目271番7、271番24及び271番42から271番54まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東比恵二丁目20番22号モンフレール東比恵2階

株式会社ワイズ

代表取締役 安松 秀利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里五丁目69番1及び69番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町美咲一丁目5番2号
株式会社ホンダカーズ博多
代表取締役 岩丸 博紀

公告

特殊形態営業に関する取扱要領の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年12月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成29年12月9日から平成30年1月8日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

公安委員会**福岡県公安委員会規則第11号**

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年12月26日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（収集制限に係る個人情報）

第1条の2 条例第3条第3項第7号ハの規則で定める心身の機能の障がいとは、次に掲げる障害とする。

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- 2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
第2条第2項中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	事務開始日	事務廃止日
事務の種類	事務廃止日	
所管所属		

個人情報取扱事務の名称
個人情報取扱事務の目的
収集する個人情報の類型

処理形態	手作業処理	電子計算機処理	電子計算機等の結合による提供(オンライン結合)の有無
------	-------	---------	----------------------------

個人情報の項目名			
基本的事項	① 個人識別符号	② 氏名	③ 性別
	⑤ 住所	⑥ 電話番号	⑦ 本籍・国籍
	⑨	⑩	⑪
身体状況	① 身体状況(収集制限に係るものを除く)	② 容姿	③
	① 親属関係	② 婚姻歴	③ 家族状況
家庭生活	⑤	⑥	⑦
	① 職業・職歴	② 学業・学歴	③ 資格
社会生活	⑤	⑥	⑦
	① 資産状況	② 収入状況	③ 納税状況
資産・収入	⑤	⑥	⑦
	① 趣味	②	③
その他	⑤	⑥	⑦
	⑨	⑩	⑪

収集制限に係る個人情報	① 思想・信条及び宗教	② 人種及び民族	③ 社会的差別の原因となる社会的身分	④ 犯罪歴
	⑤ 犯罪により罰を被った事実	⑥ 病歴	⑦ 刑事事件に関する手続	⑧ 少年の保護事件に関する手続
	⑨ 心身の機能の障害がい	⑩ 健康診断等の結果	⑪ 治療・診療・調剤等に関する情報	

収集する理由及び根拠法令等

特定個人情報			
特定個人情報収集の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	特定個人情報保護評価の種類	重点項目評価
		全項目評価	基礎項目評価

個人情報の主な収集先		
本人	本人以外	本人以外から収集する根拠(条例第3条第4項該当号)
根拠法令等	実施機関内での利用	他の官公庁
	他の実施機関	民間・私人

個人情報の目的外利用・提供		
目的外利用・提供の有無	目的外利用・提供の根拠(条例第5条第2項該当号)	根拠法令等
実施機関内での利用	他の実施機関	民間・私人

備考

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

福岡県警察本部告示第84号

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年12月26日

福岡県警察本部長 高木 勇人

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（収集制限に係る個人情報）

第1条の2 条例第3条第3項第7号ハの規則で定める心身の機能の障がいとは、次に掲げる障害とする。

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- 2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
第2条第2項中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	事務開始日	事務廃止日
事務の種類	主管所属	
主管所属		

個人情報取扱事務の名称
個人情報取扱事務の目的
収集する個人情報の類型

処理形態	手作業処理	電子計算機処理	電子計算機等の結合による提供(オンライン結合)の有無
------	-------	---------	----------------------------

個人情報の項目名			
基本的事項	① 個人識別符号	② 氏名	③ 性別
	⑤ 住所	⑥ 電話番号	⑦ 本籍・国籍
	⑨	⑩	⑪
身体状況	① 身体状況(収集制限に係るものを除く)	② 容姿	③
	① 親属関係	② 婚姻歴	③ 家族状況
家庭生活	⑤	⑥	⑦
	① 職業・職歴	② 学業・学歴	③ 資格
社会生活	⑤	⑥	⑦
	① 資産状況	② 収入状況	③ 納税状況
資産・収入	⑤	⑥	⑦
	① 趣味	②	③
その他	⑤	⑥	⑦
	⑨	⑩	⑪
	④	⑤	⑥

収集制限に係る個人情報	① 思想・信条及び宗教	② 人種及び民族	③ 社会的差別の原因となる社会的身分	④ 犯罪歴
	⑤ 犯罪により罰を被った事実	⑥ 病歴	⑦ 刑事事件に関する手続	⑧ 少年の保護事件に関する手続
	⑨ 心身の機能の障害がい	⑩ 健康診断等の結果	⑪ 治療・診療・調剤等に関する情報	

収集する理由及び根拠法令等

特定個人情報			
特定個人情報収集の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	特定個人情報保護評価の種類	特定個人情報保護評価
		全項目評価	重点項目評価
			基礎項目評価

個人情報の主な収集先			
本人	本人以外	実施機関内での利用	本人以外から収集する根拠(条例第3条第4項該当号)
根拠法令等		他の実施機関	他の官公庁
			民間・私人

個人情報の目的外利用・提供			
目的外利用・提供の有無	目的外利用・提供の根拠(条例第5条第2項該当号)	根拠法令等	
実施機関内での利用	他の実施機関	他の官公庁	民間・私人

備考

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第351号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年福岡県公安委員会規則第11号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成29年12月26日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）の制定により、収集を制限する個人情報が追加されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うため、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を改正するものであるが、その内容は、平成29年10月13日から同年11月12日までの間、福岡県総務部県民情報広報課が意見公募手続を実施して定める規則と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

平成30年1月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第352号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年12月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年2月20日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第353号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年12月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年2月3日（土） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成30年2月9日（金） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷一丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成30年2月12日（月） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成30年2月21日（水） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室A	八女警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第354号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年12月26日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年3月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年3月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成30年3月15日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年3月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

福岡県個人情報保護審議会公告

「個人情報の収集に関する例外事項」に係る答申案に関する意見募集の結果及び福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）に定める実施機関への答申について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年12月26日

福岡県個人情報保護審議会会長 小林 登

1 意見募集の結果

「個人情報の収集に関する例外事項」に係る答申（案）（鑑）

「個人情報の収集に関する例外事項」に係る答申（案）

提出された意見の総数 0件

2 答申

「個人情報の収集に関する例外事項について」（答申）

「思想、信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項ただし書）」別紙1、別紙2

※ 知事への答申の詳細につきましては、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）をご覧ください。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第2255回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成30年4月1日から
平成30年4月17日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 105,270,000円 |
| 6 委 託 対 象 事 務 | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 25,370,280円 |
| 8 その他発売経費 | 発売総額に対し 17,325,000円 |
| 9 受 託 申 請 期 限 | 平成30年1月16日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2256回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年4月1日から
平成30年4月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2257回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年4月18日から
平成30年5月1日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,384,480円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2258回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年5月2日から
平成30年5月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,547,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,240,000円

9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2259回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成30年5月16日から
平成30年5月29日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 81,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,192,652円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 13,860,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2260回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年5月23日から
平成30年6月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,384,480円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2261回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 20組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年5月30日から
平成30年6月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 173,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,982,252円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,720,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2262回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成30年6月13日から
平成30年6月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 152,300,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,296,344円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 24,255,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2263回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年6月13日から
平成30年7月3日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2264回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年6月27日から
平成30年7月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 226,150,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,224,082円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2265回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年7月4日から
平成30年7月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,384,480円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2266回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円

200万通

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年7月18日から
平成30年8月7日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 180,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,547,200円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 26,240,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2267回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成30年8月8日から
平成30年8月21日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 106,150,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,187,922円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 17,325,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2268回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 200,000,000円
100万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年8月15日から
平成30年8月28日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 90,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 18,273,600円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 13,120,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2269回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年8月29日から
平成30年9月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,384,480円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2270回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成30年9月5日から
平成30年9月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,416,180円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,325,000円
- 9 受託申請期限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2271回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年9月19日から
平成30年10月2日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 253,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,208,332円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 38,580,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成29年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2272回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成30年9月19日から
平成30年10月9日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年1月16日